

生命保険関係者に対する質問事項

1. 貴見によれば、郵便保険会社には、政府が株式を保有している場合には、競争上の優位性があるとしているが、具体的に、どのようなメカニズムを通じて優位性に結びつくと考えるか。
2. いわゆる「暗黙の政府保証」が消費者の誤解に基づくものであれば、消費者の認識を変えるためにはどのような措置が必要であると考えるか。
3. 貴見によれば、郵便保険会社には、その規模が大きいことにより、競争上の優位性があるとしているが、具体的にどのようなメカニズムを通じて優位性に結びつくと考えるのか。仮に、そのような状況を想定した場合には、具体的にどのような対応が必要と考えるか。
4. 新旧契約間の区分経理・ディスクロージャーについて、他の民間生命保険会社に求められていることに加えて、合理的に必要とされる措置があるとすれば具体的には何か。特に、貴見によれば「旧勘定からの利益補填」が懸念されるとしているが、「旧勘定からの利益」とは具体的に何であり、どの程度の影響を競争条件に及ぼすと考えるか。
5. 旧契約の個人情報データを郵便保険会社で取り扱うことについて、個人情報保護法等の法令を遵守することに加えて、合理的に必要とされる措置があるとすれば具体的には何か。
6. 日本郵政株式会社が希望する各新規業務について、競争条件の対等性の観点から、どの程度の問題があると考えるか。また、それはどのような理由によるのか。
7. 日本郵政株式会社は株式上場のために新規業務の実施が必要と主張しているが、貴見によれば、新規業務の実施はイコールフットリング上問題としている。株式上場のために、これ以外に現実的にどのようなシナリオが考えられるか。仮に、リストラをシナリオとするならば、そのみで、十分な市場の評価が得られると考えるか。
8. 郵便保険会社の業務拡大に関して、内部統制やコンプライアンスの整備が必要であるとしているが、具体的に必要となる措置及びその理由は何か。
9. 民間金融機関と郵政各社が協働できる分野はないのか。更に、郵便局の活用についてどのように考えるか。

以 上